

相続放棄について

10 年位前まで、事務所で相続放棄申立手続の依頼をうけるのは年に 2～3 件位でした。それが去年の取扱い数字をみると 10 件近くになっており、相談を受けたものも同数位ありました。

今なぜこんなに増えたのか？今までじっくり考えたことはなかったのですが、今まで放棄といえば被相続人の借金でした。それが少し変わってきて、わずらわしい相続は終わりにしたいと言った気持ちが相続人の中にあらわれてきたようなのかな、と思います。

さて手続きのいくつかの注意点をみてみましょう。

1. どの家庭裁判所に申立てするのですか？

被相続人の住所地の家庭裁判所です。申立ての際、住民票の除票等をつけるのでそれを見て、申立てればいいです。

2. 3ヶ月以内に申立てなければだめですか？

被相続人の死亡を知り、自分が相続人であることを知った時から3ヶ月と言われていきます。従って、外国にいて被相続人の死亡を知らなかった時などは、知ってから3ヶ月と言われていきます。

3. 3ヶ月すぎてしまうと放棄はできないですか？

3ヶ月すぎてからの申立ては、理由が厳しく限られます。3ヶ月すぎて督促状がきたり、最近では市役所等から固定資産税が来たりしての申立てもありますが、100%認められるわけではありません。

4. 相続人は全員が同時に申立てる必要がありますか？

「相続人の放棄」は、あくまでも個人レベルで行うことで、全員同時にとは要求されていません。

5. 費用はかかりますか？

手続きの印紙代や郵便切手などがかかりますが、大体2～3万円位とみればよいと思います。

6. 自分でもできますか？

必要な戸籍等の書類が少ないので可能です。ただ相続関係が複雑な場合や3ヶ月すぎてからの申立ての場合は一度ご相談下さい。

最後に、相続放棄しても住んでいた家を放置したりしていいわけではありません。また、財産がみつかったりしてもやり直しはできません。被相続人が亡くなってから1ヶ月位、相続財産を調査してから判断されるといいと思います。